

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状

令和2年2月18日(火)

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年2月18日 9時時点

	中国※ ³	香港	マカオ	日本※ ¹	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	
患者数	72436	60	10	66	30	22	77	1	35	16	
死亡者数	1868	1	0	1	0	1	0	0	0	0	
	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	
患者数	22	15	15	8	12	16	1	1	9	1	
死亡者数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー	エジプト	その他※ ²	合計
患者数	3	3	3	9	2	1	2	1	1	542	73420
死亡者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1873

※1 うち13例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 国際輸送案件として、日本において、クルーズ船の乗員乗客、検疫官のうち、542例が陽性と確認された件

- 我が国では、1月15日以降、現在までに有症状47例・無症状12例が確認された。国内での感染が否定できない例として、A-6（国内6例目）は、武漢市からのツアー客を乗せたバスの運転手であり、A-8（国内8例目）は当該バスのガイドとして業務に従事。A-12（国内13例目）の方もA-6（国内6例目）の方の運転するバスにガイドとして乗車。A-16（国内21例目）については、勤務先で中国からの観光客（1日300人程度）を接客しており、本人は、湖北省から来日したと思われる観光客も含まれていたと話している。A-17（国内26例目）はダイヤモンドプリンセス号の検疫業務に従事していた検疫官。このほかの発生状況の詳細については調査中。

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによる助言の概要（速報）

2020年1月23日
（ジュネーブ時間）

経緯

- 2020年1月22-23日に開催された緊急委員会では、新型コロナウイルスに関連した感染症の発生については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」は、時期尚早であるとの意見が複数の委員から出された。
- 委員からの様々な意見を踏まえ、緊急委員会では助言を発表した。

重要な要素

- ヒト-ヒト感染の発生は確認されたこと
- 一つの医療機関で感染拡大があったこと
- 患者のうち25%が重症であったこと
- 感染源は不明
- ヒト-ヒト感染の程度については未だ不明

助言の内容

（日本を含む）全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 封じ込めのために、積極的なサーベイランス、早期発見、患者の個室管理、適切な管理、接触者の健康観察等を含む対策を実施し、WHOにデータを共有すること。
2. ヒトへの感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
3. WHOの渡航勧告※に従うこと。

（※ 手洗いの徹底やマスクの着用など一般的な感染症対策を行うこと、海外渡航の制限はしないこと。）

新型コロナウイルスに関連した感染症に関する WHOによるPHEIC宣言の概要(速報)

2020年1月30日
(ジュネーブ時間)

新型コロナウイルスに関連した感染症について、2020年1月30日に緊急委員会が開催され、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言された。

現状の認識

- まだ明らかになっていないことは多い。
- 1ヶ月でWHOの5つ地域で感染が拡大。
- ヒトからヒトへの感染は武漢や中国以外でも発生が確認されている。
- 一方で、各国が早期発見、患者の隔離及び治療、接触者の健康観察、接触する機会を減らす対策をとることで、感染拡大を防ぐことができる。

暫定的勧告の内容

(日本を含む)全ての加盟国に対する助言は、以下のとおり。

1. 人への感染を減らすこと、二次感染及び国際的拡大を防ぐために、関係機関と連携すること等に重点を置くこと。
2. 現在の利用可能な情報に基づき、渡航および貿易の規制について推奨しない。
3. 渡航制限を実施する際は、必ずWHOに報告しなければならない。差別を誘発するような措置は控えるべきである。
4. 国際社会は互いに団結し、感染源の特定、ヒトからヒトへの感染の全容解明、輸入症例に対する準備、及び必要な治療薬の研究開発について協力していくべき。

PHEIC: Public Health Emergency of International Concern (国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態)について

概要

- 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」とは、国際保健規則(IHR)に基づく、次のような事態。
 - (1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
 - (2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態
- WHO事務局長は、当該事象が発生している国と協議の上、緊急委員会の助言等を踏まえ、PHEICを構成するか否かを認定し、保健上の措置に関する勧告を行う。
- 勧告には、当該緊急事態が発生した国又は他国が疾病の国際的拡大を防止又は削減し国際交通に対する不要な障害を回避するために人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品及び／又は郵便小包に関して実施する保健上の措置(例: 出入国制限、健康監視、検疫、隔離等)を含めることができる。ただし、拘束力はなく、また勧告に従わない場合の規程等もない。

2005年IHR*改定以降のPHEIC

- 2009年4月 豚インフルエンザA(H1N1) (新型インフルエンザ)
- 2014年5月 野生型ポリオウイルスの国際的な拡大
- 2014年8月 エボラ出血熱の西アフリカでの感染拡大
- 2016年2月 ジカ熱の国際的拡大
- 2019年7月 エボラ出血熱のコンゴ民主共和国での感染拡大

* IHR: International Health Regulation (国際保健規則) http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/43883/1/9789241580410_eng.pdf